

固定資産税の課税に誤り

南部町の固定資産税で、町内の家屋11,790棟中1,763棟について、本来の固定資産税額よりも高い金額を賦課・徴収してまいりました。このことについて、町から諮問を受けた識者による固定資産税過誤納調査審査会（会長・川中修一弁護士）から、課税誤りの原因調査結果、過徴収金の返還についての考え方、再発防止策を答申頂きました。答申を基に課税誤りの概要を報告し、お詫び致します。

固定資産税（家屋）の評価替え

家屋に対する固定資産税は、3年ごとにその家屋の再建築価格を再計算して課税額を算出します。建物は年数が経つにつれて古くなるため、評価額も下がってきます。

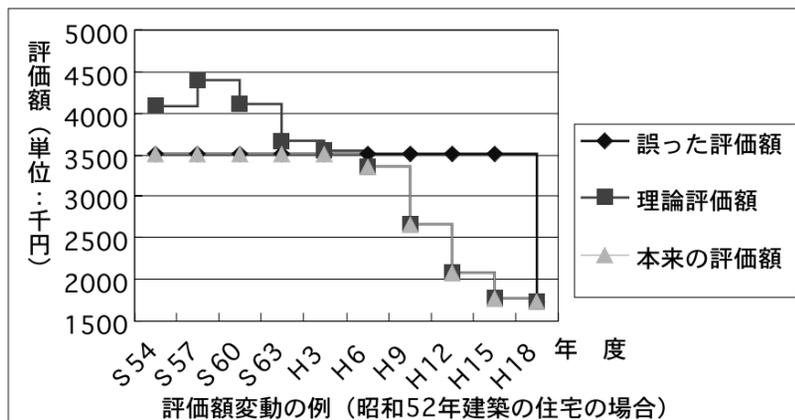
しかし、物価上昇時などは、計算した評価額（理論評価額）が前回の評価額を上回り、家屋が古くなるのに税額は高くなってしまふことがあります。

このようなときは、税負担が上がらないように、前回の課税額でそのまま賦課する「前回の価格のまま据え置く」という扱いをします。

課税誤りの原因

【西伯地区】

平成3年の評価替え作業時に、昭和55年以前に建築された家屋の評価額を「前回のまま据え置く」扱いに



するようコンピューターに設定してまいりました。

昭和50年代から平成5年ごろは、物価が上がっていた時期で、計算した課税額も上がっていた期間だったため、「前回の価格を据え置く」扱いで問題ありませんでした。

しかし、平成6年ごろからは物価が下がり、課税額も下がらなくなりました。そのため、「前回の価格を据え置く」扱いのため、税額が下がらなくなりました。

「誰が」「なぜ」このような設定をしたのか、退職者を含む担当職員へのアンケート調査、聞き取り調査を行い、また委託業者にも当時の状況の聞き取り調査をおこないました。原因は特定できませんでした。

【会見地区】

該当する家屋については、一定性がなく、評価替え作業中に何らかの原因でデータの取り扱いを間違えた可能性があります。

評価替えの際、職員が委託業者へ

のデータ変更の指示を誤ったのではないかと推測しています。

① 専門家を育成する

税は専門知識が必要な業務ですが、人事異動は3年程度で行われており、職員が十分な知識を身につけていませんでした。

平成18年4月の機構改革によって、税務専門員を配置し、専門性の強化を図っていきます。

② 業務のチェック体制を強化する

室（グループ）制を導入し、主査・副査に加えて室長によるチェック体制をとりました。

今後は内部監査を行うことも検討します。

③ 業務の指示は文書で行う

業務等の委託業者との指示・報告・連絡のやりとりは、口頭やメールではなく、必ず書面で行うことを

徹底します。

平成18年4月から検査専門員を配置し、業務を検査すること併せて、指導する体制をとりました。また、委託事務事業の標準化のためのマニュアル整備を行います。

④ 事務事業の共有化を徹底する

室（グループ）制による情報の共有化を徹底します。

内部監査をはじめ、職員の意識改革による事務事業の見直しを図ります。

固定資産税の返還

対象の方には、5月中旬に税金の還付金支払請求書をお送りし、返還作業を行いました。

返還年数は、平成8年度から17年度までの10年間。平成13年度から17

年度は地方税法に基づく還付金、平成8年度から12年度は南部町補填金要綱に基づく補填金です。財源については基金を取り崩して対応しました。

今後は、固定資産税額が算出に影響する国民健康保険税の返還を6月中に行います。

お詫び

この度、町民の皆さまには大変なご迷惑をおかけしたことを心よりお詫びいたします。誠に申し訳ございませんでした。

町民の皆さまに改めて深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう、再発の防止と信頼の回復に努めてまいります。

還付件数・金額

該当件数		
	件数	人数
旧 会 見 町	102	100
旧 西 伯 町	1,661	1,251
合 計	1,763	1,351

固定資産税 (単位：千円)			
還付の根拠	還付金又は補填金	加算金又は利息相当分	合計額
地方税法	103,830	12,683	116,513
補填金要綱	67,727	25,976	93,703
合 計	171,557	38,659	210,216

国民健康保険税 (単位：千円)			
還付の根拠	還付金又は補填金	加算金又は利息相当分	合計額
地方税法	22,764	2,940	25,704
補填金要綱	14,576	5,528	20,104
合 計	37,340	8,468	45,808

固定資産税の課税誤りの対応経緯

平成17年	
12月	固定資産評価替え作業中に、昭和55年以前建築の建物の一部に不適切な評価をされている家屋があるのに気づく
平成18年	
1月	町議会全員協議会で固定資産税の課税誤りがあったことを報告
	記者会見を行い、固定資産税の課税誤りを発表
2月	歴代担当職員・業者の調査を開始
3月	課税誤りの原因究明、返還業務、再発防止のための固定資産税過誤納調査審査会（委員6名）を設置、第1回の審査会を行う
	第2回固定資産税過誤納調査審査会
	返還年数、原因調査
4月	第3回固定資産税過誤納調査審査会
	業者および職員からの聞き取り調査、再発防止対策
	第4回固定資産税過誤納調査審査会
	返還年数、再発防止対策
5月	固定資産税過誤納調査審査会から答申書提出
	町議会臨時会
	返還年数を10年と決定、返還に関する予算案可決
	該当家屋の納税義務者に還付通知を発送
	町内7箇所固定資産税課税誤りに関する説明会開催
	過誤納付金額を返還
6月	国民健康保険税の返還業務を開始